

# SHINWA NEWS

退職所得の改正について(令和7年度税制改正)

令和7年9月  
(No. 22)

令和7年度の税制改正により、「退職所得控除の調整規定」に見直しが行われました。「退職所得控除の調整規定」とは、複数の退職手当等の支払を受けた場合に勤続年数の重複を排除して退職所得控除額を計算する規定です。

今回は、退職所得控除の改正点を中心にご紹介いたします。

## [1] 退職所得の計算

退職所得は、「(退職金 - 退職所得控除) × 1/2」で計算され、退職金から引くことができる退職所得控除は勤続年数に応じて以下のようになります。

- ・ 勤続年数20年以下 …… 40万円 × 勤続年数
- ・ 勤続年数20年超 …… 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

例えば、勤続12年の従業員が退職金700万円の支給を受けた場合の退職所得の計算は次のようになります。

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| (1) 退職所得控除 | 480万円 (40万円 × 12年)            |
| (2) 退職所得   | 110万円 ((700万円 - 480万円) × 1/2) |

なお、会社から退職金等の支払を受ける年の前年以前4年以内に、他の会社から退職金等や確定拠出年金に係る老齢一時金等(以下、DC一時金)の支払を受けている場合や、DC一時金の支払を受ける年の前年以前19年以内に、会社から退職金等の支払を受けている場合は、勤続年数の重複を排除して退職所得控除の金額が計算されます。(「退職所得控除の調整規定」)

## [2] 令和7年度の税制改正について

### (1) 内容

令和7年の税制改正では、定年の引上げ等により65歳以上に会社から退職金の支払いを受けるケースも増えたことから、課税の公平性の観点により、先にDC一時金の支払を受けた場合の退職所得控除の調整規定が、「前年以前4年以内」から「前年以前9年以内」に改正がされました。

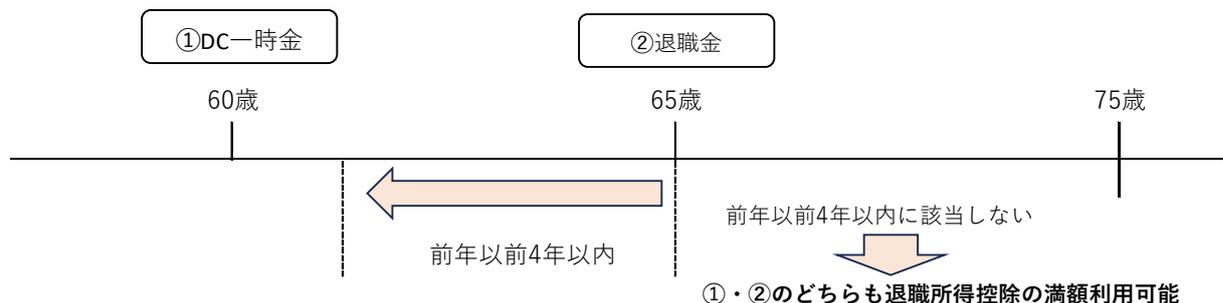
なお、先に会社から退職金等の支払を受け、後でDC一時金の支払を受ける場合の退職所得控除の調整規定は、変わらず「前年以前19年以内」となります。

### (2) 適用時期

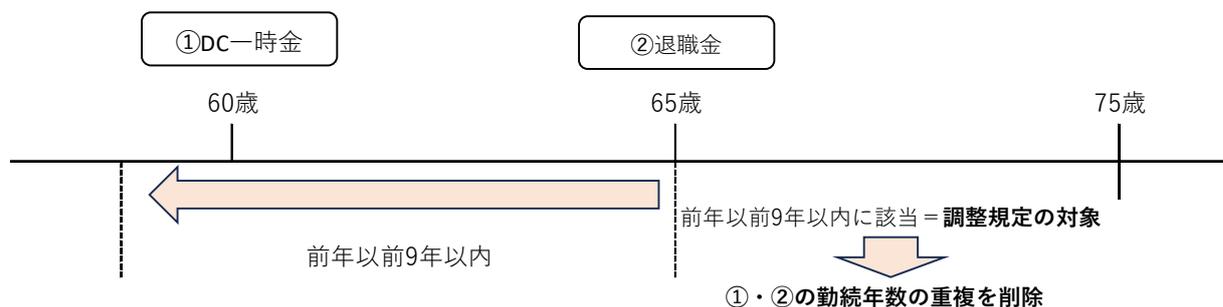
上記の改正については、令和8年1月1日以後にDC一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。

参考：退職所得控除の調整規定の見直し

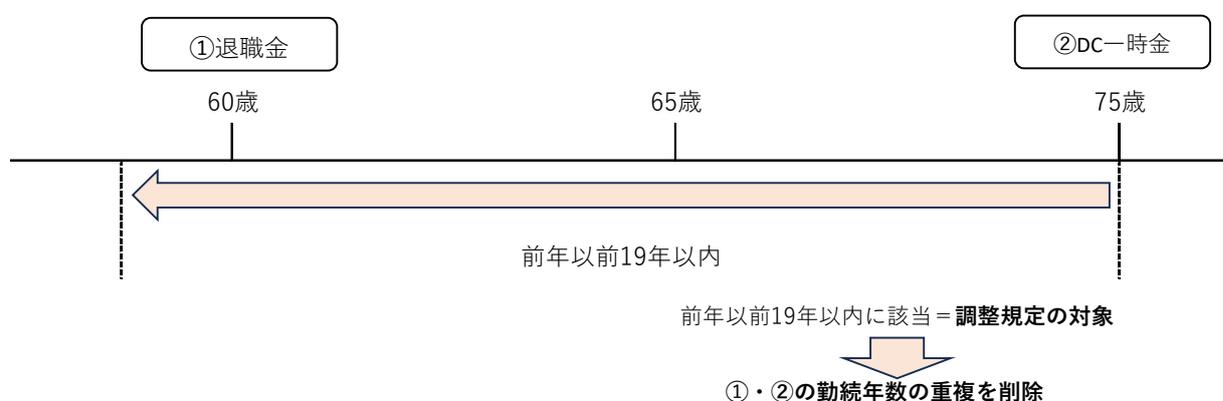
【1】DC一時金を先に受給した場合(現行における取扱い)



【2】DC一時金を先に受給した場合(令和8年1月1日以後)



【3】退職金を先に受給した場合(改正なし)



### [ 3 ] 退職所得の源泉徴収票等の提出範囲の拡大

現行では、退職手当等の受給者が居住者である役員の場合のみ、退職所得の源泉徴収票等を税務署・市区町村にそれぞれ提出する必要があり、役員以外(従業員)については、税務署・市区町村には提出する必要はありませんでした。

改正後では、受給者が居住者である場合には、退職所得の源泉徴収票等を税務署・市区町村にそれぞれ提出する必要があります。

なお、この取り扱いは令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等より適用されます。

また、提出時期についてはこれまで通り、原則退職後1月以内に税務署・市区町村に提出となり、例外として税務署に提出するもののみ、その年中に退職した者を取りまとめて翌年1月31日までに提出できます。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。